特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項後段の規定により公告する。

令和７年８月15日

永平寺町長　河合　永充

1　当該建築物の所在
　吉田郡永平寺町松岡神明２丁目10番地
2　所有者等が行うべき措置の内容
　当該建築物の除却
3　措置の期限
　令和７年８月27日
　期限までに所有者等による措置が行われない場合は、町長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を講じることとする。
4　永平寺町役場掲示場への掲示
　この公告の内容の詳細については、永平寺町公告式条例第２条第２項に規定する永平寺町役場前掲示場及び永平寺支所前掲示場、上志比支所前掲示場において掲示する。

特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定により公告する。

令和７年８月15日　　能美市長　井出　敏朗

1　当該建築物の所在等
　所在地　石川県能美市高坂町ハ99番地83
　種類　居宅
　構造　木造瓦葺平屋建
　延床面積　83.57㎡
2　所有者等が行うべき措置の内容
　当該建築物の除却
3　措置の期限　令和７年９月５日
　期限までに所有者等による２の措置が行われない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行う。
4　動産等の取扱い
　市長等が２の措置を行うときは、当該建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。動産等について権利を主張しようとする者は、３の期限までに搬出又はその物を指定して保管し引き渡すよう６の問い合わせ先へ通知すること。
5　能美市役所前掲示場への掲示
　この公告の内容は、能美市公告式条例第２条第２項に規定する能美市役所前掲示場において掲示する。
6　問い合わせ先
　能美市土木部まち整備課
　電話　0761―58―2251